

公安委員会	「平成29年度犯罪被害類型別調査」	平成30年5月17日
説明資料No. 1	の結果について	給与厚生課

## 1 調査の概要

- (1) 目的 犯罪被害類型別に、犯罪被害者等の置かれた状況について調査を実施し、各省庁の施策の企画立案の参考とする。
- (2) 期間 平成30年1月19日から同月28日までの間
- (3) 対象 DV、ストーカー、児童虐待、性的な被害、交通事故及び殺人又は傷害等のうち、いずれかの犯罪等被害を受けた者又はその遺族等
- (4) 方法 20歳以上の者に対するインターネットを利用したアンケート調査(有効回答数：1,696人)

## 2 調査結果概要

### (1) 総合的対応窓口の認知度

犯罪被害者等のうち、地方自治体に設置されている犯罪被害者等への総合的な対応を行う窓口(総合的対応窓口)を知らなかった人は約8割(別添1頁上)。総合的対応窓口を知ったきっかけは、「テレビ・ラジオ」(24.6%)、「地方自治体の広報誌等」(18.3%)、「周りの人に教えてもらった」(17.1%)、「新聞・雑誌」(14.3%)が多い(別添1頁下)。

### (2) 支援・制度の利用状況及びニーズ

支援・制度を利用していない人が約8割(別添2頁上)。被害直後の支援ニーズについては、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」(30.9%)との回答が多い(別添2頁下)。他方で、被害直後と現在の支援ニーズについては、「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」との回答もそれぞれ約4割と多くなっている(同)。

### (3) 被害に遭った際の相談状況

被害に遭った際の相談状況について、犯罪被害者等全体では「どこにも(誰にも)相談していない」が約4割で最も多い(別添3頁)。その理由としては、低年齢であったため(31.9%)、相談先がわからなかった(22.8%)、他人に知られたくなかった(19.7%)との回答が多い(別添4頁)。

どのような対応・取組があれば被害を相談しやすくなるかについては、警察では「周りに知られずに相談できること、プライバシーが守られること」(53.5%)(別添5頁上)、自治体や民間の相談機関・団体ではそれに加えて「無料で相談できること」(51.0%)との回答が多い(別添5頁下)。

## 3 今後の主な取組

- 総合的対応窓口の利用促進に資するリーフレットの作成等(参事官室)
- 犯罪被害者等の支援ニーズに応じて関係機関を教示するなど、適切な連携体制の構築(関係省庁、地方公共団体)
- プライバシー等に配慮した相談環境の一層の整備推進及び相談窓口の充実・広報により、被害の潜在化を防止(関係省庁、地方公共団体)

**1 概要**

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づく取組の実施状況を取りまとめたもの（平成29年4月18日から平成30年3月31日まで）。

**2 主な取組状況****(1) 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携**

- 子供の性被害撲滅対策推進協議会を開催し、官民の意見交換等を実施【警察庁等】
- 国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージを発信【警察庁、文部科学省】
- WePROTECT世界連携等主催の国際会議において日本の取組について説明【外務省、警察庁】

**(2) 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援**

- フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上等の啓発活動を強化【内閣府等】
- 児童、保護者等を対象とした安全なインターネット利用の啓発講座を実施【総務省、文部科学省】

**(3) 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進**

- フィルタリングの利用に関する、事業者による説明や保護者による管理の徹底を要請【総務省】
- 青少年ネット利用環境整備協議会への支援等を実施【警察庁】

**(4) 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進**

- 「JKビジネス」で稼働する児童に対する街頭補導を実施【警察庁】
- 新たに6県において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを開設【内閣府】

**(5) 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生**

- 児童買春、児童ポルノ禁止法違反等の子供の性被害事犯に対する取締りを推進【警察庁】
- 検察庁、警察、児童相談所が連携し、児童からの聴取における配慮等の取組を推進【法務省、警察庁、厚生労働省】

**(6) 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化**

- 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等を推進【文部科学省】
- 児童相談所等の職員に対して、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込んだ研修を実施【厚生労働省】

**3 今後の予定**

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（議長：国家公安委員会委員長、5月25日（金）開催予定）において取りまとめ、犯罪対策閣僚会議（開催時期未定）に報告

公安委員会 説明資料No. <b>3</b>	新潟市西区における 死体遺棄等事件の検挙について	平成30年5月17日 捜査第一課 生活安全企画課
---------------------------	-----------------------------	--------------------------------

新潟県警察は、平成30年5月7日、新潟市西区のJR越後線線路内において、所在不明となっていた小学女児の遺体が発見された事件に関し、同年5月14日、被疑者を死体遺棄及び死体損壊の事実で通常逮捕した。

#### 1 被疑者

新潟県新潟市西区

会社員

23歳

#### 2 被害者

新潟県新潟市西区 小学2年生 A女 7歳

#### 3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成30年5月7日、新潟県新潟市西区のJR越後線線路内に被害者の死体を遺棄し、列車に轢かせて損壊したものを。

#### 4 捜査の経過

- 5月7日、被害者の母親からの届出により所在不明事案として認知。同日、新潟市西区のJR越後線線路内において、被害者の遺体を発見。
- 5月8日、遺体の状況等から殺人・死体遺棄事件と判断し、捜査本部を設置。
- 5月14日、所要の捜査により被疑者を特定し、死体遺棄及び死体損壊の事実で通常逮捕。

#### 5 防犯対策の状況

事件の発生を踏まえ、地域におけるパトロールを強化するとともに、小学校への移動交番車の配置、関係機関等と連携した登下校時の見守り活動等を実施。

公安委員会 説明資料No. <b>4</b>	「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査研究」の実施について	平成30年5月17日 交通企画課
---------------------------	--------------------------------------	---------------------

## 1 背景

「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、2020年から2025年頃の、高速道路での自動運転（SAEレベル3）、限定地域での無人自動運転移動サービス（SAEレベル4）及びトラックの隊列走行等の実現を想定した交通ルールの検討を行うことが示されている。

## 2 「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査研究」の概要

### (1) 調査検討委員会及びワーキンググループ（WG）の開催

調査検討委員会（別紙参照）を設け、その下に次の2つのWGを開催。

#### ○ 道路交通法の在り方に関する検討WG

高度な自動運転の実用化を念頭に入れた調査・検討を行い、検討結果を取りまとめる予定。

#### ○ 新技術・新サービスに関する検討WG

限定地域での無人自動運転移動サービスや隊列走行の実現に向けた課題に関する調査・検討を行い、検討結果を取りまとめる予定。

※ 第1回調査検討委員会は平成30年5月22日に開催予定。

### (2) システム開発者及び研究者等からのヒアリング並びに海外調査等の実施

#### (参考)

平成29年度「技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査研究」においては、有識者等に対するヒアリング、海外視察、自動運転の段階的実現に向けた法律上・運用上の課題に係る検討・課題整理が行われ、次の事項等について、引き続き検討する必要があるとされた。

#### ○ SAEレベル3以上の自動運転システムの実用化に向けた法律上・運用上の課題

- ・ 自動運転中の車両が規範を遵守するものであることをどのように担保するか
- ・ 自動運転システムが規範を逸脱した際のペナルティの在り方
- ・ 自動運転システムの走行中データの保存とその利用をどのように考えるか 等

#### ○ 隊列走行（牽引に準じたものとして捉える場合）の実現に向けた課題

- ・ 車両の全長、走行車線、連結が途切れた場合の取扱いの在り方 等

## 1 概要

警察における特定秘密の業務の適正の確保に関する規則に基づき、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況等について報告するもの。

## 2 特定秘密の指定及びその解除の実施の状況について

### (1) 指定

警察庁においては、平成29年中に以下の5件の特定秘密を指定した(平成29年末時点の特定秘密は計34件。)

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- 特定有害活動関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件

※ 保有する特定秘密文書等の件数(平成29年末現在)  
28,914件(都道府県警察保有分を含む。)

### (2) 指定の解除

平成26年中に指定した1件の特定秘密の指定を一部解除した。

## 3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

### (1) 概要

警察庁及び各都道府県警察においては、主に以下のような保護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

### (2) 保護措置の状況の検査の実施

警察庁及び各都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。

## 4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び各都道府県警察においては平成29年中、適性評価を916件(うち警察庁182件、都道府県警察734件)実施した。

## 5 その他

平成29年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、近日中に、政府から国会報告が行われる予定。